工事検査における指摘事項等について

令和３年度

令和３年度工事検査における受注者に対する主な指摘事項は、次のとおりです。今後の施工管理等の参考にして下さい。

指　摘　事　例

１．施工計画書関係

（１）　施工計画書について

① 薬液注入工事等の変更で施工業者を追加した場合は、変更施工計画書に反映させること。

② 施工計画書に社内検査員（品質検査員）の記載をすること。

③ 施工計画書の現場組織表で品質管理体制を確立すること。

④ 施工計画書にボックスカルバートの施工方法を記載すること。

⑤ 施工計画書に硬質塩化ビニルの布設（下水道管渠）の接着接合について記載すること。

⑥ 施工計画書に記載された施工方法を変更する場合は、監督員と協議し、工事打合せ簿を提出すること。

⑦ 建築主体工事の主たる工種である建具工事の施工計画書を提出すること。

⑧ 施工計画書に下水道管渠布設工（圧送管（下水道用ポリエチレン管））の施工方法（融着）、品質管理（水圧試験）及び工事写真管理について記載すること。

⑨ 下水道工事の施工計画書（安全管理）に酸素欠乏等危険作業防止対策について記載すること。

⑩ 施工計画書に下水道組立マンホール工の底版水平確認及び接合部シール施工方法について記載すること。

⑪ 舗装工事の現場密度試験については、現場説明書の指示事項の施工管理基準等に記載のとおり施工計画書を作成すること。

⑫ 施工計画書に管路土工床掘り基面整正、埋戻しの出来形管理基準を記載すること。

２．施工体制関係

（１）　施工体制台帳について

① 施工体制台帳の添付書類として、注文請書を提出する場合は併せて注文書を提出すること。

② 施工体制台帳の添付書類として、２次下請けについても契約書を提出すること。
③ 施工体制台帳の関係書類は最新版の様式とし、誤表記や作業員名簿の日付等の記載・押印漏れがない確認のうえ提出すること。
④ 下請負人通知書に作業員名簿を添付すること。
⑤ 材料メーカーの現地作業については、施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿って作成すること。

３．工事材料関係

（１） 工事材料使用承諾願について

① 最新の工事材料使用承認願いを提出すること。
② アスファルト乳剤（プライムコート、タックコート）の材料承認願いを提出すること。

４．施工関係

（１） チャート紙の検印について

薬液注入工に使用するチャート紙に特記仕様書に記載のとおり監督職員の検印を受けること。

（２） ダクタイル鋳鉄管（ＧＸ型）接合時の養生について

鋳鉄管継手接合時、レバーホイストと管が接触すると管の表面塗装に傷がつくため、レバーホイストと管の間にゴムシート等養生シートをはさんで施工すること。

（３） ダクタイル鉄管の吊り方について

ダクタイル鉄管布設時に１点吊りの施工があったが、「ダクタイル鉄管布設工事標準マニュアル」に記載のとおり、ナイロンスリングによる２点吊りを原則として、管の重心の位置に注意すること。

（４） 新設水道管の布設について

新設水道管と既設地下埋設物との離隔が 30 ㎝以上保持できない場合は、水道管布設工事共通仕様書に記載のとおり監督職員と協議して施工すること。

（５） 生コンクリート受入検査について

コンクリート打設が少量で、受入検査、圧縮強度検査を省略する場合、工場の品質証明書を提出すること。

（６） 下水道マンホールの施工について

① マンホール内継手箇所に一部漏水跡が確認されたが、継手箇所の防水処理は確実に施工すること。
② 小型マンホール内蓋の破損個所は交換すること。また、小型マンホール・汚水桝の施工にあたっては、内蓋、鉄蓋の離隔を確認すること。

（７） コンクリート打設について

躯体コンクリートにコールドジョイントが見られたため、打設時間管理等の施工計画を見直すこと。

（８） 地下排水槽等の仮設鋼材について

底版コンクリートの仕上げ面から仮設鋼材の頭部が突出した個所は適正に処理すること。

（９） 社内検査について

施工計画書に記載の社内検査を行い、主たる工種を記載した検査報告書を提出すること。

（１０） 下請引取り検査について

自主検査だけでなく下請人に対しても引取り検査　を行い、主たる工種を記載した検査報告書を提出すること。

（１１） 工事現場で使用する発電機に係る手続きについて

工事現場で使用する発電機の出力が 10KW 以上の場合は、産業保安部監督部へ電気主任技術者の選任、保安規程及び工事計画の届出の手続きをすること。

（１２） 段階確認について

① 施工計画書に記載されている段階確認一覧表の確認項目については実施し、工事写真等の記録書を提出すること。

② 監督職員の立会が必要な場合は、水道管布設工事共通仕様書及び山口県土木工事共通仕様書に記載の段階確認（立会）願を事前に提出すること。

（１３） 推進工事について

① 推進工事技士が専任配置されている場合は、資格証の写しを提出すること。

② 推進工事技士が専任配置され、その資格者のもとで施工されている場合は、そのことが確認できるよう管理データ表等に明記すること。

（１４） 竣工図について

竣工図の作成にあたっては、出来形管理図、工事写真及び工事日報と整合性を図ること。

（１５） アスファルト舗装工事について

① 舗装転圧終了後の交通解放時の基準となる舗装表面温度等の品質管理をすること。

② 現場密度試験は現場説明書の指示事項にある施工管理基準等に従って実施すること。

（１６） ボックスカルバートの縦締め施工について

必要緊張力、必要締め付けトルク値等管理基準を定め品質管理すること。

（１７） 下水道及び雨水管渠布設工事について

① 硫化水素の発生の恐れのある場所の確認と災害防止のための措置・作業方法の点検を行うこと。また、酸素及び硫化水素濃度測定は、測定のみならず、測定結果の記録をすること。

② 管路土工埋戻（路床）の現場密度試験を実施する場合は施工方法、品質管理及び写真管理について施工計画書に記載し施工管理すること。

③ 管路埋戻に使用する流用土を再生クラッシャーランに変更する場合は、工事打合せ簿に記録すること。

④ 硬質塩化ビニル管の布設（下水道管渠）にあたり、接着接合については、施工方法を施工計画書に記述し、工事写真にも記録すること。

⑤　圧送管（下水道用ポリエチレン管）の施工に伴う融着、水圧試験については、その施工方法、品質管理、工事写真管理について、施工計画書に記載し、施工管理すること。

（１８）　事前家屋調査について

事前家屋調査は、承諾書を作成し、家屋所有者の承諾を得て実施すること。なお、下水道工事又は薬液注入工事に伴う井戸調査の場合は、井戸の有無を確認すること。

（１９）　提出書類について

①　本体工事と付帯工事がある場合は、竣工書類の区分けをして提出すること。
②　提出書類に日付の記入欄や確認印があるものは、記入・押印を確認のうえ提出すること。
③　工事に必要な資格証の写しは必ず添付すること。
④　施工管理資料や安全管理資料は、誤記入や記載漏れがないようよく確認をすること。
⑤　設計図書照査実施については、工事打合せ簿等に記録すること。
⑥　施工計画書に記載されている品質管理試験（路床、下層路盤、上層路盤の現場密度試験、生コン強度試験等）につては、品質管理基準に基づき実施し、完成検査時に提出すること。
⑦　アスファルト舗装工路盤の現場密度試験報告書は、上層路盤、下層路盤及び路床の区別を記入すること。
⑧　工事に伴う使用材料数量は納品数量、使用数量をよく確認すること。

５．工事記録写真関係

（１）写真管理について

①　施工計画書に記載の写真管理は管理資料として提出すること。
②　新設水道管と既設地下埋設物の離隔を検測すること。
③　工事写真は施工計画書に記載の写真管理項目どおり撮影すること。また、撮影箇所によっては適宜接写をするなど撮影の意図を意識すること。
④　水道管布設工事の写真管理は、水道管布設工事施工管理基準に基づき行うこと。
⑤　マンホール工の工事写真は、底版水平確認、接合部シール施工についても撮影すること。
⑥　工事写真記事欄に記載する測点や検測値などの誤記入や未記入をしないこと。
⑦　材料検査写真は、黒板及び記事欄に数量も記入すること。
⑧　工事材料の保管状況が確認できる写真を添付すること。
⑨　仮舗装及び下水道管渠接合部についても施工写真を提出すること。
⑩　材料比重確認の写真については、接写も併用して数値を確認できるようにすること。
⑪　着手前、完成の写真については、撮影箇所を記載すること。
⑫　雨水集水桝のコンクリート打設状況の写真を撮ること。

⑬　アスファルト殻処場が確認できる写真を提出すること。

⑭　施工体系図が工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示されている写真を提出すること。

（２）　撮影方法について

①　スタッフの計測値や水平器の読み取り等が確認できるよう接写も併用すること。

②　撮影個所によっては適宜接写をするなど撮影の意図を意識すること。

③　鉄筋工の工事写真は、鉄筋径及びピッチを記入した黒板を入れて撮影すること。また、記事欄にも鉄筋径及びピッチを記載すること。

④　黒板の内容が読み取れるように撮影すること。

⑤　撮影時に腹起しや切梁の上に乗らないこと。

６．出来形管理関係

（１）　埋め戻し出来形検測について

下水道管渠工及びマンホール工の埋戻し転圧厚さは、下水道管渠工事説明会資料のとおり２０cmで管理すること。

（２）　路盤出来形検測について

路盤工の出来形検測は、山口県土木工事施工管理基準に基づき少なくとも両端部2カ所以上にて測定すること。

（３）　出来形管理について

①　施工計画書に記載の施工管理基準に基づき出来形管理し、実測値を記載すること。

②　水道管布設工事の弁栓類・鉄蓋据付工は、水道管布設工事施工管理基準に記載のとおり出来形管理図を作成すること。

③　下水道管渠布設工事（管路土工床掘り基面整正、埋戻し）は、施工計画書に記載の出来形管理基準に基づき施工管理すること。

７．安全管理関係

（１）下水道工事について

①　下水道管渠布設工事においては、硫化水素の発生のおそれのある場所の確認と災害防止のための措置・作業方法の点検を行うこと。

②　下水道工事においては、酸素欠乏等危険作業防止対策を行い、記録表を作成すること。

（２）　新規入場者教育について

新規入場者教育訓練報告書の提出又は提示をすること。

（３）　災害防止協議会について

施工計画書に記載のとおり月に一度は実施すること。

（４）　安全パトロールについて

施工計画書に記載のとおり毎月末の安全パトロールを実施した記録書を提出すること。

（５）　作業時間について

規制時間を超えての作業はしないこと。

８．建設副産物関係

（１）産業廃棄物収集運搬に係る表示義務について

① 産業廃棄物の収集運搬車両には、産業廃棄物収集運搬車両である旨と事業者名、産業廃棄物収集運搬業許可番号（排出事業者が自分で運搬する場合は不要）を表示する義務があるが、工事写真の中でその確認ができなかった。産業廃棄物の運搬車両については、サイドからこの表示が見える写真と、後ろから車両ナンバーが確認できる写真を撮影すること。

② アスファルト殻やコンクリート殻の仮置き場の表記は、産業廃棄物処理基準に従い、一時保管と表記し、標識設置や仮囲いをすること。

９．環境対策

（１）水質検査について

薬液注入工に伴う観測井PH測定については、施工計画書に記載のとおり一定期間観測を行い記録すること。

（２）掘削工事での水替えについて

泥水が排出しないようにノッチタンク設置等の環境対策を施すこと。

以上